

議案 第2号

令和8年度

長門川水道企業団水道事業会計予算

令和8年度長門川水道企業団水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和8年度長門川水道企業団水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数	8,320	戸
(2) 年間総給水量	2,312,339	m ³
(3) 1日平均給水量	6,335	m ³
(4) 主要な建設改良事業		
前新田浄水場No.1オゾン発生器他更新工事		
前新田浄水場溶存オゾン濃度計更新工事		
上前浄水場No.6送水ポンプ・直流盤更新工事		

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入	
第1款	事業収益	585,591		千円
第1項	営業収益	521,787		千円
第2項	営業外収益	63,803		千円
第3項	特別利益	1		千円
		支	出	
第1款	事業費用	560,318		千円
第1項	営業費用	547,578		千円
第2項	営業外費用	12,170		千円
第3項	特別損失	70		千円
第4項	予備費	500		千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出に対し不足する額314,399千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額27,006千円及び過年度損益勘定留保資金287,393千円で補てんするものとする。)

		収	入	
第1款	資本的収入	34,479		千円
第1項	企業債	29,700		千円
第2項	出資金	1,129		千円
第3項	国庫補助金	1		千円
第4項	負担金	3,649		千円
		支	出	
第1款	資本的支出	348,878		千円
第1項	建設改良費	316,849		千円
第2項	企業債償還金	32,029		千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

(単位:千円)

款	項	事業名	年度	年割額
1 資本的 支出	1 建設 改良費	水道施設改良事業	平成25年度	68,020
			平成26年度	92,927
			平成27年度	55,661
			平成28年度	59,922
			平成29年度	64,918
			平成30年度	80,653
			令和元年度	94,916
			令和2年度	172,820
			令和3年度	194,557
			令和4年度	171,416
			令和5年度	166,096
			令和6年度	164,315
			令和7年度	170,991
			令和8年度	316,621
			令和9年度	67,881
			令和10年度	317,305
			令和11年度	354,514
			令和12年度	494,099
			令和13年度	533,959
令和14年度	483,116			
令和15年度	105,637			
計				4,230,344

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項	期間	限度額
浄配水場運営業務委託	令和5年度から 令和9年度まで	千円 962,907
浄配水場機械警備業務委託	令和8年度から 令和12年度まで	千円 10,230
料金関係業務委託	令和5年度から 令和9年度まで	千円 131,637
マッピングシステム構築業務委託	令和8年度から 令和9年度まで	千円 19,019
会計・管網管理システム賃貸借	令和3年度から 令和8年度まで	千円 6,818
会計・管網管理システム賃貸借	令和8年度から 令和13年度まで	千円 7,782
料金適正化業務委託	令和8年度から 令和9年度まで	千円 13,024
ホームページ管理運営業務委託	令和8年度から 令和12年度まで	千円 1,426

事務用パソコン賃貸借	令和6年度から 令和10年度まで	千円 2,053
デジタル複合機賃貸借	令和7年度から 令和11年度まで	千円 858

(企業債)

第7条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
上前浄水場No.6送水ポンプ・直流盤更新工事	29,700千円	普通貸付は 証券発行	4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れられる場合、利率の見直しを行った後については、当該見直し後の利率)	政府資金及び地方公共団体金融機構についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協議するものとする。ただし、企業財政、その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低金利に借換えすることができる。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- | | |
|-----------|-----------|
| (1) 職員給与費 | 62,832 千円 |
| (2) 交際費 | 30 千円 |

(他会計からの補助金)

第10条 市町会計からこの会計へ補助を受ける金額は28,781千円である。

- | | |
|---------------|-----------|
| (1) 高料金対策補助金 | 27,116 千円 |
| (2) 地方公営企業繰出金 | 1,665 千円 |

(重要な資産の取得及び処分)

第11条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

1 取得する資産	種類	名 称	数 量
	構 築 物	配水用ポリエチレン管 φ75mm	77 m
	機械及び装置	前新田浄水場No.1オゾン発生器	1 式
	機械及び装置	前新田浄水場溶存オゾン濃度計	1 式
	機械及び装置	上前浄水場No.6送水ポンプ・直流盤	1 式

令和8年2月10日提出

長門川水道企業団 企業長 橋本 浩